

法人市民税の均等割の税率区分の基準が変わります。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から

法人の市民税均等割の税率区分は、資本金等の額（保険業法に規定する相互会社の場合は、純資産額）および従業者数により判定していますが、平成27年度税制改正により、判定基準の一つである資本金等の額について、次のとおり変更となりました。

これらの改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度または連結事業年度から適用されます。

＜改正前＞

算定の基礎となる資本金等の額

「法人税法上の資本金等の額(*)」を均等割額算定の基礎となる資本金等の額とします。

* 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額で、同法施行令第8条または第8条の2に規定する加算・減算後の合計額

税率区分の基準とする資本金等の額

上記、法人税法上の資本金等の額を基準として算定します。

＜改正後＞

算定の基礎となる資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号の5）

次により算出した合計額を均等割額算定の基礎となる資本金等の額とします。

「法人税法上の資本金等の額」 + 「下記①の額」 - 「下記②の額」

① 無償増資額

平成22年4月1日以後、利益準備金またはその他利益剰余金による無償増資を行った場合における当該増資額

② 無償減資等による欠損填補額

・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）による欠損の填補を行った場合および資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合における、欠損の当該填補に充てた金額

・平成18年5月1日以後に、その他資本剰余金による損失の填補を行った場合における、当該損失の填補に充てた金額

なお、この場合の金額は、資本金の額または資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失の填補に充てたものに限ります。

税率区分の基準とする資本金等の額（地方税法第312条第6項～8項）

次表による額を均等割額算定の基準とする資本金等の額とします。

	比較内容	基準とする資本金等の額
均等割	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」
	∨	
	「資本金+資本準備金」または「出資金の額」	
	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」	「資本金+資本準備金」 または「出資金の額」
∧		
「資本金+資本準備金」または「出資金の額」		

予定申告に係る経過措置について

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度に係る予定申告については、均等割の税率区分の基準は、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額または連結個別資本金等の額とする経過措置が設けられています。